

## 第17回 出雲崎町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年1月26日(水)午後1時30分から午後2時00分

2 開催場所 西越地区農村環境改善センター 和室

3 出席委員

農業委員(5人)

|         |    |        |
|---------|----|--------|
| 会長      | 1番 | 内藤 仁   |
| 会長職務代理者 | 3番 | 森山 一郎  |
| 委員      | 2番 | 諸橋 清隆  |
|         | 4番 | 佐藤 一也  |
|         | 5番 | 岡田 美由紀 |

農地利用最適化推進委員(5人)

三輪 均  
田中 秀和  
五十嵐 信義  
遠藤 文男  
山田 裕

4 欠席委員

なし

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用  
集積計画の決定について

議案第2号 出雲崎町農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 矢島 則幸

事務局主任 関本 浩揮

7 会議の概要

事務局 ただいまから第17回出雲崎町農業委員会総会を開会いたします。

議長 農業委員は全員出席しておりますので総会は成立しております。このまま総会を進行いたします。

議 長 それでは、出雲崎町農業委員会会則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 それでは、3番 森山委員、5番 岡田委員をお願いいたします。  
なお、本日の会議書記には、事務局職員の関本主任を指名いたします。

議 長 3番の諸般の報告は特段ありませんので議事に入りたいと思います。

議 長 それでは議事に入ります。報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知について事務局より説明願います。

事 務 局 報告第1号について説明します。議案書1ページからご覧ください。  
報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知について、9件の報告がございます。

**【議案書に基づいて内容を説明】**

事 務 局 本件は合意解約であり、賃借権設定(利用権設定)がされている当該耕地について、別の耕作者に設定されるものであります。番号1、2については今後利用権設定が申請される予定となっており、番号3については、議案第1号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定にて説明します。

説明は以上となります。

議 長 ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議 長 特にないようですので、以上で報告第1号を終わります。

議 長 続きまして、議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について事務局より説明願います。

事 務 局 議案第1号について説明します。議案書10ページからご覧ください。

議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、利用権の再設定が12件、新規設定2件の申請がありました。

【議案書に基づいて内容を説明】

事務局 以上、このたびの利用集積計画の案件となります。以上、このたびの利用集積計画の案件となります。議案第1号のこれまでの計画内容について、全て農業経営基盤強化促進法第18条の3項の各要件を満たしていると考えられます。以上となります。

議長 ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

5番 番号12の利用権設定期間が10年となっておりますが、譲受人がだいぶ高齢となっております、10年という期間の設定は大丈夫でしょうか。

事務局 譲受人は時期になると親戚等に来てもらい、作業を行っております。申請の際に確認しましたが、この期間の設定でよいとのことでした。

議長 他にご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議長 ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第1号について許可決定することにご異議ございませんか。

(異議なし) の声

議長 ご異議がないものと認め、議案第1号は原案のとおり許可いたします。

議長 続きまして、議案第2号 出雲崎町農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について事務局より説明願います。

事務局 議案書の最終ページをご覧ください。

令和元年に、元農業委員会会長並びに農業委員会職員が農地法違反により、また、元農業委員会会長が収賄容疑の疑いにより逮捕されたという報道があり、農林水産省はじめ、関係機関等より綱紀粛正についての通達が発出されました。

通達の内容としては、各農業委員会組織において不祥事が発生しないよう毎年度1回以上「法令遵守の申し合わせ」について決議し、綱紀粛正を徹底していただきたいというものであります。

以上となります。

議長 今ほど、事務局から説明がありましたが、各農業委員会に置いても綱紀粛正のため、法令遵守の申し合わせ決議が必要となります。

議長 それでは、これより出雲崎町農業委員会の法令遵守申し合わせ決議を実施したいと思います。新型コロナウイルスの関係もありますので、この度は私が代表して読み上げます。

(会長(議長)が議案書の内容を読み上げる)

議長 ただいま私が読み上げました、この決議の内容にのっとり、今後とも法令を遵守し適正な業務の遂行をお願いしたいところでありますので、ご承認いただきたいと思いますが、異議ございませんか。

(異議なし)の声

議長 ご異議がないものと認め、議案第2号は原案のとおり承認いたします。

議長 以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員から発言があれば挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議長 それでは、以上をもちまして出雲崎町農業委員会第17回総会を閉会いたします。

出雲崎町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名します。

令和4年1月26日

議長 ⑩

議事録署名委員  
3番 ⑩

議事録署名委員  
5番 ⑩